

令和8年度三宅町県有地造成計画等策定業務委託に係る質問への回答について

令和8年7月21日

奈良県地域創造部
大和平野中央構想・スタートアップ推進課

標記について、以下のとおり回答します。

	質問内容	回答
1	特記仕様書 5.業務内容 造成計画等策定 (1)造成計画に『なお、別発注の「三宅町県有地活用事業に係る地質調査業務委託」の調査結果を踏まえて策定すること。』とありますが、委託業務成果の提供は可能でしょうか？また、可能な場合、時期はいつ頃になりますでしょうか？	本業務に係る令和7年度委託業務成果については、現時点で提供が可能です。また、令和8年度委託業務成果については、順次提供します。
2	入札公告 第2 3元受実績が「平成28年4月1日以降」、入札説明書別紙-1 評価基準 業務実績①及び②が「平成27年4月1日以降の実績」を評価するとあります。どちらの期日が適用となりますでしょうか？	入札公告 第2 3 元請実績については、「平成28年4月1日以降」が適用されます。また、技術提案書に係る評価基準 業務実績①及び②については、「平成27年4月1日以降」が適用されます。